

平成20年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成20年12月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	井原正光君
総務課	長	福田茂君
企画財政課	長	秋山幸男君
広域行政推進室	長	木村克美君
税務課	長	矢口功君
町民生活課	長	高野光司君
健康福祉課	長	師岡昌巳君
経済課	長	石井博美君
都市建設課	長	飯田修君
会計課	長	蓮沼均君
教育	長	伊藤孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢俊一君
水道課	長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	吉浜昇一
書	記	蛭原一博
書	記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成20年12月11日(木曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第75号 がんばる利根町応援基金条例
- 日程第3 議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号
- 日程第2 議案第75号
- 日程第3 議案第76号
- 日程第4 議案第78号
- 日程第5 議案第79号
- 日程第6 議案第80号
- 日程第7 議案第81号
- 日程第8 議案第82号
- 日程第9 議案第83号
- 日程第10 議案第84号
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時01分開議

議長(岩佐康三君) ただいまの出席議員は13名です。13番若泉議員から、所用のためおくれるという届け出がありました。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開

きます。

ここで、5番守谷貞明君より、昨日の一般質問の件で発言を求められておりますので、これを許します。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、岩佐議長のお許しを得て、私の発言の訂正をさせていただきます。

きのうの私の一般質問の中で、5月25日付の「取手市民新聞」の記事を読み上げた際に、佐々木議員と矢本氏の個人名を出したことについて、不適切であるとの指摘を同僚議員から受けました。私も不用意な発言であったと思っております。

そこで、きのうの私の発言より、議事録からお二人のお名前を削除していただくようお願いするとともに、心より陳謝いたします。

議長（岩佐康三君） 発言が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 私は、議案第74号の中の38条から47条にかけて、個人町民税の徴収ということで、1点聞かせていただきたいと思っております。

この38条から47条に関しましては、町民税、いずれは県民税も入るかなと思うのですが、ここでは町なので町民税になっていますが、これで、今までは普通徴収でしたが、これからは特別徴収であるということをやっているわけですね。特に47条の2の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の件と、それから、47条の3の特別徴収義務者という件に関して、この間も初日に説明をいただいたのですが、もう少しわかりやすく、具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、飯田議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正は大変ボリュームがありまして、議会当初にもわかりやすく説明したつもりなのですが、なかなかうまく伝わらなかった部分があるかと思います。

今ご質問の47条の2と47条の3ですけれども、47条の2は先ほど言われましたように、

来年の10月から、公的年金を受給されている納税義務者の方につきましては、年金の方から個人住民税を控除する特別徴収ということで、今までは、ご存じだと思いますけれども、普通徴収ということで、うちの方から6月の頭に納付書を送らせていただきまして、年4回の形で分けて納付されていたものを、公的年金等の部分につきましては、特別徴収ということで、いわゆる年金天引きという制度になるものでございます。

それで、47条の2の方は、わかりやすく言いますれば、その概要を書いた内容と理解していただければいいかと思えます。

内容につきましては、65歳以上の方で、いわゆる基礎年金額が18万円未満の者、それと当該年度の特別徴収税額が年金支給額を超える者、あるいはその年の1月1日以後引き続き町に住んでいない方、こういう方は除きますよ、特別徴収はしませんという、これが第1項の1号から3号までの内容になります。

それと第2項は、年金所得のほかに、いわゆる他の所得ですね、給与所得であるとか他の所得がある場合は、それらを上乗せして特別徴収することができますよという規定でございまして、わかりやすく言いますと、住民税の中には所得割あるいは均等割という徴収の内容が出てくるわけですが、例えば一つの例をとってみますと、年金支給のみの場合は、従来までは普通徴収だったものが特別徴収になる関係で、年金分の所得割、均等割を年金から引きます。これに加えて、例えば勤めをしているとか、あるいは給与所得等があった場合は、例えば給与所得と年金と両方があった場合は、給与所得の方から所得割と均等割を引きます。年金の方からの特徴分は年金分の所得割を引くという形になります。

また、その他の所得ですね、例えば事業所得とか、そういうものがあつた場合には、年金と、年金以外の部分につきましては普通徴収ということで、年金の特徴の方から所得割と均等割を控除いたします。その他の所得につきましては普通徴収と、その他の分は所得割分を普通徴収で引くということでございます。

ちょっと飛びますが、47条の3、いわゆる納税義務者の規定ですね。これは、議会の冒頭にもご説明いたしましたように、いわゆる年金保険者という言葉を使っていますけれども、平たく言えば年金を支払う人ですね。具体的な例を挙げれば、社会保険庁であるとか国家公務員共済組合とか、地方公務員共済組合とか、年金を支給するところですね、それがいわゆる納税義務者ということで、47条の3の規定はそれをうたっております。

ちょっと質問にはないのですが、47条の2の3項と47条の5、こちらを説明したいと思えます。ちょっとわかりづらいかと思えますので、具体的に説明をさせていただきますと、これは、今言いました年金から特別徴収をする際の一番の関心のあるところだと思うのですが、どのように引くかと、どのように特別徴収されるかという内容の規定になってございます。

47条の2の3は、新たに特別徴収になった場合の規定でございまして、47条の5につきましては、通常の、わかりやすく言えば21年、22年度からのことを言っているわけですが

れども、例えば新たに来年の10月から特別徴収をする場合には、4月以降、6月と8月の部分ですね、年度前半分につきましては、前年度分の後半に引いた分の4分の1ずつを普通徴収でやります、切符でやります、納付書でやります。これを金額で言いますと、前年度の年税額が12万円で、ことしが9万円になったというような仮定をしますと、9万円の部分に対しての、いずれにしても12万円だとすると、4分の1ですから、その4分の1ですから3万円ですか、3万円ずつを6月と8月に切符で、普通徴収でいただきます。それで、その年の、来年の10月以降は、その残りの、12万円ですから3万円ずつ6万円引きましたから、その残りの6万円を10月、12月、2月にそれぞれ年金が支給されますから、その年金の中から6分の1、いわゆる2万円ずつを3回で6万円ですね、それをいただきます。

22年度、これは引き続いていけば2年目になるわけですがけれども、その場合は、その12万円だった部分が仮に9万円に変わったという場合には、4月、6月、8月の年金支給日のときに3分の1ずつをいただきます。6万円ですから、6万円の3分の1ということで2万円ずつもらいまして、残りの後半を3分の1ずつ、また10月、12月、2月という形で引くということですね。

当初だけは、新規に年金から引くということになった場合は、初めの年の前半は4分の1ずつを6月、8月で切符でいただきまして普通徴収で納めていただきまして、それからはずっと特別徴収で年金から引かれるということになります。ただ、税額が訂正になったり、あるいは金額が下がったりした場合には、特別徴収は行わないですべて切符にまた変わるという、今現在の制度の中では、そういう内容になってございます。

このような説明になってしまうのですけれども、ちょっとわかりづらい説明になったかもしれませんけれども、以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） 初日の説明よりかなりわかってまいりました。

それで、今回の補正予算案にも公的年金特別徴収電算業務委託費として548万1,000円が計上されておりますね。それで、こういうことでは完全に私は公的年金から天引きというか、棒引きされるのかなと思って質問したわけですが、再度確認の意味で質問させていただきます。

私の場合を例にとって聞かせていただきたいと思いますが、私は町・県民税、要するに町民税と県民税を合わせて、平成20年度、今年度16万8,700円納めるようになっています。この場合、これを来年度にあてはめるか、再来年度にあてはめるか、特別徴収に切りかわった時点のことで聞きたいと思いますが、そうするとこの町・県民税を納めるわけですが、私は国民年金79万2,100円を査定されたわけですが、この79万2,100円に対しての町・県民税が特別徴収で納めて、そのほかの自営業の所得は普通徴収で納めるようになるのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

税務課長（矢口 功君） 具体的に金額はいただいたのですが、まず、飯田議員の場合、年金がどういうための年金であるかという部分もあるのですが、恐らく国民年金かとは思いますが、端的に申し上げますと、飯田議員の場合には、いわゆる年金所得のほかに事業所得、いわゆる農業の事業所得があるかと思しますので、先ほども言いましたように、年金の方からは所得割と均等割をいただくようになるかと思ます。それで、農業の方につきましては、普通徴収で今までどおりの切符で納めていただくことになるかと思ます。

今回、この4月に、いわゆる後期高齢者医療制度、あるいは国民健康保険の特別徴収も始まったわけですが、議会の冒頭にもご説明しましたように、基本的には所得税は今までもとられているかと思ます。介護保険料を控除しているというのが一つの前提になります。介護保険を引いている方のみ、介護保険料を引いている方からは住民税の特別徴収をするということになっていきますので、それで所得税とか介護保険料、あるいは国民健康保険税、後期高齢者等を引いたりしていくわけですが、後期高齢者とか、国民健康保険はたしか合算額で引いて、介護保険料と国保とか、あるいは後期高齢者を引いて2分の1を超えた場合には、国保とか後期高齢者は引かないという規定があるのですが、住民税につきましては、所得と介護保険料を引いてなおかつ住民税額が、控除した額が住民税額の方の額が大きい場合は特別徴収をするということですので、今の規定では2分の1の規定がありませんので、国保とか後期高齢者は引かなくても住民税は引くようになるのかなということで解釈をさせていただきます。

今るる説明しているのですが、現段階で細部にわたっての内容がまだ手元にはない部分もありますので、10月からの開始ということで、この後いろいろ煮詰まった内容は来るんだと思ますが、そういう部分も含めて、今後いろいろな形でお知らせしていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） 大体わかってきました。

私は、どうしてこういう質問をしたかと言うと、私も65歳になって、今月から国民年金を支給されるようになったわけです。それで、先ほども申し上げましたように、年金は年額79万2,100円が給付されると。その中で町・県民税がここで加わるという、先ほども言ったように16万8,700円、国民健康保険税が39万4,900円、介護保険が6万8,800円、79万2,100円からこれを引くと残りが15万9,000円になってしまうのですよ。それでは、私もほかに事業収入がありますから、それはそれでいいのですが、これではせっかく楽しみにしていた年金がばあに、全然なくなってしまうような感じでびっくりしたものですから、質問させていただきました。

今説明いただいたように、2分の1とか何とかというのがあるという話を聞きましたの

で、少しは安心したなという感じをしております。どうもありがとうございました。

議長（岩佐康三君） もう一度詳しく聞きますか。

12番（飯田 勲君） いいです。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。簡単な質問を1点だけお願いいたします。

手元に上位法の地方税法がないのでお聞きするわけですけれども、これは、今出ている年金から住民税を引く、その部分についてお聞きするわけですけれども、これは、特別徴収「することができる」となっているのか、「しなければならない」となっているのか、簡単な質問ですけれども、まずこの点をお聞きしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

「年金から特別徴収の方法によって徴収するものとする」ということですので、例外規定はあるのですね。いわゆる市町村長が認めるものとかということで、特別徴収はしなくてもいいという部分も条例上もあるのですけれども、基本的には原則徴収するものとするということですから、本人の意思に基づいての選択は、今のところないということです。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論がある場合は、反対討論から認めます。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 2番高木博文です。私は、大きくは2点にわたって反対の立場で表明をしたいと思います。

これは先ほど来お話ありましたように、上位法である地方税法が既に改められているということでの条例提案でありますので、非常に難しさはあるわけですけれども、問題点が明らかにあるだけに、一言反対の立場を表明せざるを得ないと思っております。

まず一つは、先ほど来論議されております、年金から住民税、我々の場合は町ですから町民税を特別徴収するという問題であります。飯田議員いみじくもおっしゃったように、決して多くはない年金から強制的に天引きする。これは徴税コストとしては非常に安くつくやり方だと思いますけれども、長年みずからためてきた年金を手にする、その喜びにおいて、頭から引かれていると、生活設計にも大きく影響しますし、またそれは運用にも直接影響すると。後期高齢者の問題が、同じ保険料を払うにしても、普通徴収なのか特別徴収なのか、非常に関係者の心証を悪くした。この問題はこれであると思うのです。

そういう意味で言うならば、住民税は非常に高い比率でもありますので、ここにおける一方的な特別徴収というのは問題が多かろうと思います。

けさほどの朝日新聞を見ますと、この住民税の問題について触れておりました。「3兆円の隠れ増税、国民は納得するか」、ご承知のように、2007に所得税が半額になり、住民税がその倍になったわけでありまして。両方を合算すれば負担は変わらないということになりますけれども、もとになる計算方法が違います。所得税はその年度内で確定申告あるいは年末調整という形で処理されますけれども、住民税は前年の実績に基づいて、5月以降に多分精算をされて出てくると。特にことしのように解雇や収入の激減が予想されるときに、2007年の当初は、2008年7月からでしたか、還付が認められたわけでありましてけれども、この還付が2009年の住民税の時点から、それが対象とならないということが明らかになっております。その差が恐らく3兆円になるのではないかとこのことを言えば、これは非常に不合理ではないか。この大きな負担になる分が、もろ今度の来年4月1日以降の年金からの特別徴収にはね返るということになれば、非常にこれは不公平だと思います。

いま一つの点は、この条例改正案の中には、俗に言う証券優遇税制の3年間の存続を読み込んでおるはずですが。私は素人ですから、十分にこの条文を読みこなしておりませんけれども、そういうことになっているはずですが。この証券優遇税制、その該当される方にとっては非常にいい制度であるでしょうけれども、一般庶民の立場からすれば、本来払うべき所得税や住民税が払われない、優遇措置だと。

今日本の場合、年間100億円以上の所得者が10人ほどおられるそうです。2007年ですから、3年度でこの10人に対する税の減免税額、所得税と住民税を合わせて183億円から188億円になっているようです。この人たちで計算すれば1人の方が18億円ぐらい、そういう不合理のものが、そのままこの条例改正にも適用されるような中身になっておるということを考えてみた場合、やはりこれは今の地方自治体、国の財政事情を考えるときに、取りやすいところからは徴税コストをかけずしてどう取るかという立場で地方税法がつくられ、それが条例にも波及していると。そして、本来もっと負担してもらわなければならないところからは、企業に対してもそうですよね。先ほど住民税の還付は今年度以降はないというお話をしましたけれども、今、金融機関と大企業について赤字が出た場合については、あるいはこの証券優遇税制の対象になっている人たちもそうですけれども、過去の分と相殺して黒字になっている場合、課税の対象にすると、非常に優遇されている面があります。

そういう意味では、一般庶民の徴収のあり方と特定の大資産家、大企業等に対する扱いとは非常に不合理な部分があると。私自身も上位法の地方税法は既に改められたという状況のもとでの条例提案という事情はわかっておりますけれども、しかし、問題がある部分は問題があることとして発言しなければ、これを見過ごすわけにいかない、そういう立場から反対の立場で討論に参加いたしました。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を行います。

4 番白旗 修君。

〔 4 番白旗 修君登壇 〕

4 番（白旗 修君） 私は、この日本の税全体の税体系、そのものについては非常に問題があると思っております。ただ、実際問題として、この住民税につきまして、そのものには問題があるとは思いますが、普通徴収と特別徴収と二つのやり方が日本ではあるわけですね。普通徴収というのは、いわば自分で納めると、特別徴収というのは強制的に取られると、こういう違いがあるわけです。

普通徴収が成り立つためには、基本的には国民の全員が善意で、また義務を果たそうとする考え方にあるという前提でいけば、普通徴収でもいいわけです。本当は普通徴収がいいのですけれども、現実にはそういう状況でないことも現実にあります。

それから、そういうことを防ぐための納税者番号を統一的につけるという話も、過去何回も起きていて、両側から、つまり富裕者も、それから割合所得がない人、両方から納税者番号付与はだめよということですから、徴収が普通徴収では非常に難しい状況がある。

一方、税金というのは、とにかく納める義務があるわけです。その場合に、どちらが納税コストがかからないかということ、圧倒的に特別徴収の方がかからない。今、私たちは行財政改革を役所に求めているわけですから、そういうことのために納税コストを上げるようなことを求めることではないと思います。

もちろん飯田議員がおっしゃるように、突然特別徴収に切りかわって大幅に年金が減るということは、私自身もありますけれども、それは税の徴収方法が変わったということに対して、私たちの生活設計、もともと義務があるわけですから、どこかで最終的には取られるわけですから、生活設計を収入の配分とか支出の配分を少し工夫すればいいことであって、これは普通徴収というのが本当は望ましいわけですが、いろいろな全体の状況から言うと、普通徴収でいけば行政コストも大幅に上がりますし、税の公平、公正さを大きく損ないますので、私は特別徴収、現段階ではいい方法ではないかもしれませんが、特別徴収をすべきではないかと思っております。

議長（岩佐康三君） ただいま13番若泉議員が入場いたしました。

次に、反対討論を認めます。

賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第74号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第75号 がんばる利根町応援基金条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 2点ほどお伺いいたします。

この条例が設置された場合、寄附を募るということですが、具体的にどのような感じで寄附を募るのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、第2条の中で、これから掲げる事業として1から6までありますけれども、この1から6までの事業の内容を詳しくお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

寄附金の募集の具体的な方法ということでございますけれども、申し込みの方法につきましては、寄附をしていただける方からの寄附申込書をいただきまして、この寄附申込書につきましては、電話を除く郵便、ファクス、電子メール、いずれかの方法で提出をしていただきます。

寄附は、寄附申込書が町に届きましてから、町からお送りします納付書によって、町が指定してございます金融機関の方からお振り込みをしていただくという方法が一つ。それから、寄附申込書と現金を書留で送っていただく方法が一つ。それから、直接役場の方に持参をしていただいて寄附申込書とともに納めていただく方法と、3種類ございます。

募集の周知方法につきましては、ホームページ等を活用して周知をしていきたいと思っております。

事業につきましては、五つの定まった事業と、それからもう一つ、町長が認めるものということで六つございます。

「元気な利根っ子支援事業」という事業につきましては、学校の施設等の充実を行う事業でございます。

次に、「未来的知的文庫事業」につきましては、将来利根町を支える子供たちのための図書館の充実や、図書だけでなくDVDとか、そういう視覚の資料等の充実を図る事業でございます。

三つ目の「ふるさと思い出の花火事業」は、夏の風物詩でもあります納涼花火大会の充実を図る事業でございます。

4番目の「いつでも保育事業」につきましては、就学前のお子さんをお預かりする事業で、保護者の方が病気や災害、それから、冠婚葬祭、その他さまざまな活動でお子さんを保育できないときに活用いただく事業でございます。

「高齢者福祉の充実事業」につきましては、高齢者の方々の支援と、高齢者の方々の外出支援を行う事業でございます。

それ以外のそれに該当しなかったものが、「その他町長が必要と認める事業」ということになってございます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 内容は大体わかりました。

ですが、あくまでも寄附を募って、その寄附の中から今の事業を行うものと思います。しかしながら、寄附が集まらなければ、この事業が果たせないと、そういう感じになると思いますので、PRの方を大々的にやっつけていかなないとなかなか広まらない。がんばる利根町応援基金条例、これも住民の皆さんを初め、また利根町以外の方たちにも、こういう条例があるんだよと知っていただくために、特に利根町に生まれて、なおかつ利根町外に出ましているいろいろな面で、事業等また一生懸命働いて、お金持ちというか、では利根町のために寄附をしたいなという方が大勢いると思います。それには、まずPRですから、PRの方をしっかりとやっていただかないと、なかなか寄附も集まらないのかと思います。

以上でございます。答弁は結構ですから。

議長（岩佐康三君） 5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） がんばる利根町応援基金条例施行規則、幾つか質問があります。まず、この基金の管理運営はどこが、だれがやるのか。

それから、集まったお金をどのように配分するのか、それを決定するのはだれがやるのか。

三つ目は、年間の収支報告はきちっと出すのか。

それから、四つ目は、今、若泉議員がおっしゃったように、これの広報、周知活動はどのように、先ほどホームページ、インターネットでやると言っていましたが、それだけで十分なのかどうか、以上の4点についてお答えください。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） まず、この基金の管理運営ということでございますけれども、条例の第5条に、基金の管理については金融機関への預金等の最も確実に有利な方法で保管をするということでございます。

担当課の方は企画財政課で行うということでございます。

いただいた寄附金について、どのように利用をする決定をしていくのかということでございますけれども、寄附を申し込みいただいた時点で、先ほど申し上げました事業のどれに活用するのかということ、寄附の申し込みをいただいた方から指定をしていただきます。指定をしていただいた中で、寄附金の台帳等も作成をいたしまして、それを活用するときには、その指定された事業に充てるということでございます。その処分に関しても、記録を残しておくということになってございまして、結果につきましては、寄附者の方にご報告をするということになってございます。

PR等につきましては、現在、ホームページと広報などを考えておりますが、そのほか何か効果的なものがあれば、さまざまな方法を活用しながらPRをしていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 守谷議員、いいですか。

そのほか、質疑。

7番中野敬江司君。

〔7番中野敬江司君登壇〕

7番（中野敬江司君） 今の秋山課長の答弁の中にも入っておりますけれども、第5条の管理ですね、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」ということに5条でなっているのですけれども、この有利な方法により保管ということは、どういうことを想定して考えているのでしょうか。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

金融機関等に今基金を預けまして利息が生じているものと、利息が生じない運用をしております。利息を生じないものにつきましては、基金の額を保証していただけるということで、定期の方と相殺、互いの契約の中で運用をしているわけですがけれども、せっかくだいだいた寄附金でございますので、利息を生まない方法で確実に、その基金をお預かりする方法を選んでやっていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論がある方は、先に反対討論をされる方は挙手をしてくださいね。手が挙がらないと討論を打ち切ってしまうので、よろしく願いいたします。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第75号 がんばる利根町応援基金条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第76号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 議案第78号の補正予算について、4点ほどお伺いします。

第1点は、14ページの戸籍住民登録費の中の旅券事務費140万6,000円が計上されておりますが、この旅券事務費というのは、パスポートの発給と私は理解するのですが、これは毎日やるのか、また、利根町の職員が行うのか、その点聞かせていただきたいと思っております。

それから、次の15ページの障害福祉サービス事業で880万8,000円が計上されております。この点について、内容について具体的に説明をいただきたいと思っております。

それから、16ページの茨城農業改革補助金についてですが、この対策事業として632

万1,000円が計上されておりますが、これも具体的に説明をいただければと思います。

それから、もう1点ですが、ただいま基金の統合について可決されたわけでございますが、それに関連した補正予算がここに計上されているわけでございますが、20ページですね、20ページの諸支出金の項の基金費、目で利根町総合運動公園建設基金費、それから、利根町国際交流基金費、それから、利根町環境施設整備基金費等々出ております。その下に利根町公共公益施設維持整備基金というのが今回新たにできた基金と思います。

それで、ちょっと前後しますが、12ページの利根町国際交流基金、補正前の額がゼロ、1億5,941万4,000円という補正額が計上されております。この件ですが、この1億5,941万4,000円というのは、19年度の決算額で出ている数字と同じなのですね。しかしながら、きのう全員協議会で説明をいただいた現在の残高が1億5,981万4,000円なのですね。これは、私は利息がついてこれだけ増額されたのかなと理解したわけですが、その下の利根町総合運動公園建設基金繰入金というのが1億964万5,000円、これは19年度の決算額と同じなのですね。それから、庁舎施設整備基金、あるいは利根町公共公益施設整備事業基金等々は同じだと思います。どうしてこの利根町国際交流基金だけ額が違うのか、その点、お聞きします。

それから、先ほど言いました20ページの一番下段の利根町公共公益施設維持整備基金費というのが1億4,348万8,000円補正として計上されております。この件ですが、きのうの全員協議会の資料によりますと、利根町公共公益施設整備事業基金として、これが名称変更されて利根町公共公益施設維持整備基金という名称になったわけですね。そのときのこの基金の現在高が3,719万6,000円があるわけですね。どうして補正前の額にこの基金が入らないのか、私はちょっと疑問に思うのです。その整備事業基金が入らなくて、補正額として利根町図書館整備基金、総合運動公園建設基金、庁舎施設整備基金の三つの基金だけのトータルとして1億4,348万8,000円が計上されているということで、ちょっとこの辺、私が理解できないので、適正な説明をお願いしたいなと思います。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

再開を11時10分からといたします。

午前11時00分休憩

午前11時12分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

飯田 勲議員の質疑に対して答弁を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、質問にお答え申し上げます。

14ページの旅券事務費の140万6,000円につきましては、先ほど飯田議員が言われたとお

り、パスポートの窓口を開設するための経費であります。4月1日より開設するための準備経費を計上したものであります。

開設時間につきましては、月曜から金曜日、9時から16時45分まで開設いたします。

取り扱う職員ということですが、町民グループの職員が行うということでございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、15ページの障害福祉サービス事業の増額ということですが、20番の扶助費で879万円の増額でございます。この増額につきましては、自立支援給付費ということで、障害者のサービスの給付ということでございますが、サービスの利用者が大分ふえたということでございます。ホームヘルプサービス、あるいは施設入所等いろいろなサービスがございますが、その中で特に生活介護といたしまして、旧法でいいますデイサービス事業でございますが、このサービスが本年4月から大分利用者がふえまして、月にいたしますと約100万円ほど金額が増額しております。以上のようなことで、今回879万円の増額ということでございます。

また、返還金につきましては、19年度の精算に伴う返還金でございます。サービス給付費の4分の2でございます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） ご質問の方にお答えしたいと思います。

16ページ、農林水産業費の先ほど言われました茨城農業改革推進総合対策事業632万1,000円についてですが、この件につきましては2組合、1団体は法人なのですが、営農組合から要望がありました汎用乾燥機、汎用コンバイン、あと、不耕起播種機という3種類の機械の要望がありまして、総額1,083万7,405円でございます。そのうち県が3分の1、町で4分の1のということで、その経費が632万1,000円ということになっております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、ご答弁申し上げます。

補正予算書の方をごらんになっていただきたいと思っております。

まず、12ページの歳入の方でございますけれども、利根町国際交流基金繰入金が1億5,941万4,000円ということでございます。国際交流基金につきましては、20ページの方の目10の利根町環境施設整備基金の方に統合するというところでございます。金額が1億5,981万4,000円となっております。ここで40万円の差がございますけれども、こちらにつきましては、当初利根町国際交流基金の基金は定期で運用しておりまして、その利子を40万円見ておったのですけれども、目8の方を40万円減額しまして、目10の利根町環境

施設整備基金費の方に40万円を組み替えたものでございます。その40万円と基金繰入金の歳入の方の繰入金の目10利根町国際交流基金繰入金 1億5,941万4,000円を足しまして、1億5,981万4,000円となったものでございます。

もう一つの利根町公共公益施設維持整備基金でございますが、こちらにつきましては、利根町庁舎施設整備基金、それから、利根町総合運動公園建設基金、利根町図書館整備基金、利根町公共公益施設整備事業基金の四つを統合して、諸支出金の目11の利根町公共公益施設維持整備基金費ということで、1億4,348万8,000円を今回積み立てるということでございます。

こちらにつきましては、先ほど2番目に申し上げた利根町総合運動公園建設基金については、こちらも定期で運用しておりまして、10万5,000円の利息を見込んでございました。その10万5,000円につきましては、諸支出金の目4利根町総合運動公園建設基金の積立金の方から、目11利根町公共公益施設維持整備基金の方に10万5,000円を組み替えてございます。

それと、利根町庁舎施設整備基金、図書館整備基金、公共公益施設整備事業基金の方の基金の残高を統合して積み立てをしてございます。それで、今回1億4,348万8,000円となったものでございます。

12月、今回の補正で公共公益施設整備事業基金については2,000万円の繰り戻し等も行っておりまして、基金残高は合計いたしますと、今回補正予算後につきましては1億8,068万4,000円ということで、昨日ご説明申し上げました基金残額になるものでございます。そのようなことでございます。

昨日申し上げました金額で、利根町総合運動公園建設基金と利根町国際交流基金について、ここに繰り入れております金額と違いますのは、積み立ての方の金額は別なところに計上してございますので、そちらと合わせますと、予算ベースでは利根町総合運動公園建設基金が1億975万円、利根町国際交流基金の方が1億5,981万4,000円ということで、そのところでの差が生じているということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ただいまの基金以外の件についてはよく理解できました。

基金のことで、秋山課長にもう1カ所だけお聞かせ願います。

20ページの一番下段ですが、補正前の額がゼロになっていますね。これは当初予算に計上されていないからゼロなのか、ということをお尋ねしたいのですが、これはあくまでも名称の変更ということであります。当初に支出する予定がなかったものだからゼロ円だと、そして今回三つの基金の合計が1億4,348万8,000円だからということですが、そうすると、以前にあった3,719万6,000円というのは、この補正前の額のところに計上されることはないんだと、そういうふうに理解していいのか、その辺、お聞かせいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

20ページが一番最後の段の利根町公共公益施設維持整備基金が、当初がゼロということでもございましたけれども、先ほど議決をいただきました基金条例の一部改正で、新たに利根町公共公益施設維持整備基金を創設いたしましたわけでございます。その創設でそちらの基金に統合されたものが利根町庁舎施設整備基金、利根町総合運動公園建設基金、利根町図書館整備基金、利根町公共公益施設整備事業基金の四つの基金を統合して新たに基金を創設いたしましたので、今回、1億4,348万8,000円ということ積み立てをするということで補正をさせていただいたわけでございます。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（秋山幸男君） 済みません。申しわけありません。

廃止しました基金を合わせて1億4,348万8,000円を積み立てたものでございます。訂正させていただきます。

議長（岩佐康三君） 12番飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） 私も質問の仕方が非常に悪かったと思いますが、20ページの最下段の補正前の額というのがゼロになっているということは、名称変更する前の利根町公共公益施設維持整備事業基金3,434万9,000円という金額が、支出する予定がなかったから計上されていなかったと理解してよろしいのかということなんですが。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

利根町公共公益施設整備事業基金が計上されていなかったということでもございますけれども、こちらにつきましては、当初から積み立てがなかったということでもございまして、ゼロということになってございます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 新たに質問させていただきます。

まず、18ページ、お願いします。

18ページの消防施設費の中で、これは補正ではないのですが、工事請負費500万円をなくして、新たに今度消火栓設置工事負担金で500万円、これは組み替えたのですが、防火水槽給水装置設置工事を消火栓に組み替えた理由、それを一つお願いしたいと思います。

それと、今の、どうも納得できないです。

昨日いただいた、1、2、3と、利根町庁舎施設整備基金が1,133万円、それから、利根町総合運動公園建設基金が1億97万5,000円、それから、利根町図書館整備基金が2,240万8,000円、これを廃止して、今度新たに利根町公共公益施設維持整備基金に積み立てるわけですね。

そうしますと、昨日いただいた4番目の利根町公共公益施設整備事業基金というのが3,719万6,000円、これがもともとあったと思うのですよ。ですから、この四つを統合すると、一番右下に書いてありますけれども、1、2、3、4を足しますと1億8,068万4,000円、この数字になると思うのです。

ですから、こちらの今問題になっている補正を見ますと、もともとゼロなのですよ。じゃあもともとあった利根町公共公益施設整備事業基金の3,719万6,000円はどこにいったのか、それがちょっとわかりません。済みません、お願いします。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、消防施設費の工事請負費、それから、負補交の方で防火水槽給水装置をなぜ消火栓設置工事の方に組み替えたかということでございますが、当初、防火水槽給水装置設置工事の方は21基予定しておりました。それで、設計の段階で設置が金額的に、コスト的に安くできるというのが7基しか、この21基の中で7基しかなかったのです。それで、ほかの場所につきましては、消火栓を設置した方がコスト的に安く、効率よくできるということで、今回補正の方で組み替えたわけでございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど、利根町公共公益施設整備事業基金の3,719万6,000円はどこにいったのかというお話でございましたけれども、今回補正予算で目11利根町公共公益施設維持整備基金に積み立てをします1億4,348万8,000円につきましては、利根町庁舎施設整備基金の1,133万円、それと利根町総合運動公園建設基金1億964万5,000円と、利息分の10万5,000円を合わせまして1億975万円。それと、利根町図書館整備基金の2,240万8,000円を合わせたものを、利根町公共公益施設整備事業基金を利根町公共公益施設維持整備基金に名称を変更しまして、その3,719万6,000円に、先ほど申し上げましたものを足して積み立てをして、きのうの説明の資料ですと1億8,068万4,000円ということでございます。

今回はその三つ繰入金の方の目11利根町総合運動公園建設基金繰入金の1億964万5,000円、それと、目12の利根町図書館整備基金繰入金2,240万8,000円、それを加えたものと、20ページの方の款11諸支出金の利根町総合運動公園建設基金10万5,000円を組み替えたものを足したものが、合わせまして1億4,348万8,000円となっているものでございます。

三つの基金の廃止、それから、名称を変更して利根町公共公益施設維持整備基金という形で積み立てをするものでございます。

〔発言をする者あり〕

企画財政課長（秋山幸男君） ご質問の3,719万6,000円につきましては、今回の補正予算の方には入ってございません。補正予算には計上してございませんので、そちらの方については、名称を変更したということで、利根町公共公益施設維持整備基金の方に含まれてございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） なかなか理解できないのですけれども、要するに、きのう、これをいただきましたよね。それで、1の利根町庁舎施設整備基金の1,133万円、これを廃止すると。それから、二つ目の利根町総合運動公園建設基金1億975万円、この中には利子の10万5,000円が入っていると。これもまた廃止すると。それと、利根町図書館整備基金2,240万8,000円、これも廃止すると。それで、現にもともと基金としてある利根町公共公益施設整備事業基金3,719万6,000円、これを名称変更して利根町公共公益施設維持整備基金に変更するわけですね。それで、この1から3まで足したものが1億4,348万8,000円、この三つ足したものがこの金額でここに補正される、そういうことですね。

ただ、私がちょっと納得できないのは、名称変更する前のもともとあった3,719万6,000円、これがどこにあるのか、それさえわかれば納得できるのです。それをきちんと説明していただきたい。

ですから、右下の数字にのっていますね、1から4まで足した1億8,068万4,000円、この金額が今度名称変更された利根町公共公益施設維持整備基金の総額のお金なのでしょう。ですから、その3,719万6,000円がどこにあるのか、それを理解できないわけです。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時43分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

利根町公共公益施設整備事業基金の3,719万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては、今年度当初の残高がございまして、そちらから4月に繰り入れをさせていただきます。今回、2,000万円の繰り戻しをいたしまして、その残高が3,719万6,000円ということでございます。

こちらにつきましては、今回の補正の方には計上してございませんが、先ほどご説明申し上げました廃止になる三つの基金、こちらと足しますと、新しくできた利根町公共公益

施設維持整備基金といたしまして、トータルで補正後には1億8,068万4,000円になるということでございます。こちらにつきましては、そういうことで3,719万6,000円も含まれているということでご理解いただきたいと思います。

13番(若泉昌寿君) よく理解できました。

議長(岩佐康三君) 10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番(五十嵐辰雄君) 1点だけ質疑いたします。

ページ17でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負補交の中で中小企業事業資金信用保証料補給金ですが、今回100年に一度の経済の大不況、世界大恐慌といわれまして、これからが不況でございます。今の金融機関といたしましても、プロパー融資もやりますけれども、大分信用保証協会の保証つきにしましてリスクを回避するという金融機関が多いそうでございますので、多分今回も中小企業事業資金信用保証料補給金の110万円という補正でございますが、この110万円に対して、町の方としましては自治金融と振興金融、融資枠の概算でございますが、信用保証料110万円の予算計上に対して融資枠の概略でございますが、何千万円とか何億円とか、その額をお答えください。

それから、保証料でございますが、保証の年の利率、これは何%でございましょうか。

この2点だけお伺いします。

議長(岩佐康三君) 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長(石井博美君) それでは、五十嵐議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、五十嵐議員がおっしゃるとおり、経済危機のための借り入れが多くなったということで、今回補正をさせていただいているものでございます。それで、一応予算では、このほかに自治金融及び振興関係の2件、2件ということでふえるのではないかとということで、今回110万円ほど補正の方を上げさせていただいております。

率につきましては、ちょっと申しわけないのですがけれども、後でということによろしいでしょうか。

議長(岩佐康三君) 五十嵐辰雄君。

10番(五十嵐辰雄君) それでは、2回目の質疑をいたします。

今、経済課長の、確かに不況がこれからでございますので、早目に金融手当をするのは非常に時宜を得た結構な施策でございます。自治金融が2件、振興金融が2件で保証料としまして110万円だそうでございますが、やはり予算というのは積算した積み上げをもって、例えば自治金融2件で2,000万円とか、振興金融2件で4,000万円とか、そういう下から積み上げた積算のもとに110万円という数字を積算したと思うのです。

それから、信用保証協会の保証でございますが、これは利率がありまして、0.45%から

1.9%、こういう範囲がございます。それで、中小企業者の経営実態をよく勘案しまして、保証協会ではその中の利率を決定すると思うのですけれども、町当局で保証の利率、これは大体どの辺の、中小企業の経営実態によって利率を算定しているのかどうか、その点、もしおわかりいただければお答えください。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

経済課長（石井博美君） あっせんのあるんですが、一応利根町にあっせん審議会がありまして、商工会並びに経済課、会計課でもって審査するわけですが、その中でもって、よしであるということであっせんを推進しております。

先ほどの件ですが、一応借り入れですが、自治金融で借り入れが500万円のものが2件あるのではないかとということ、あと、振興金融の方で2,000万円のケースが2件あるのではないかとということで算出しております。

それで保証料ですが、0.8%ということで計算しております。

議長（岩佐康三君） 五十嵐委員、終わりですね。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 1点だけお伺いいたします。

私が聞きたいのは地方債の問題です。地方債は毎年約2億数千万円出しております。今年度の現在残高、今年度が出ているのが2億5,336万5,000円ですか、この現在高が幾らになったのか。

元利償還金、これは20年度の予算なので、先のことを聞くのはどうかと思いますが、今後、元利償還がこのままの勢いでいくとどのぐらいまでを許容範囲と考えているのか、お聞かせください。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩いたします。

午前 11時53分休憩

午前 11時56分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩をいたします。

再開を1時15分からといたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

平成20年度の地方債の残高でございますが、今回の補正予算を含めまして、補正後でございますけれども、41億933万9,000円の見込みでございます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 残高はわかりました。

私ちょっと調べましたところ、平成20年度本予算案では、臨時財政対策債として1億9,800万円、消防債、これは新しくポンプ車を買うということで1,500万円、合わせて2億1,310万円ですが、補正で約4,026万5,000円ふえているのですね。この4,026万5,000円は何のためにふえたのかを教えてくださいたいと思います。

3ページ、補正の3ページです。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 第3条地方債の補正でご説明申し上げます。

まず、一つはまちづくり交付金事業債ということで3,970万円を今回追加いたしました。こちらにつきましては、押付本田地区のスーパー堤防事業に関連いたします事業に充てるためでございます。

もう一つは、変更ということで76万5,000円を増額いたしまして、臨時財政対策債の限度額を1億9,876万5,000円としたものでございます。こちらにつきましては、地方債の協議をいたしまして、その協議で認められた額を臨時財政対策債として借り入れるということでございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 1点のみ質問させていただきます。

5ページをお開き願いたいと思います。

一般管理費の中の補正額が82万5,000円、説明の欄を見ますと、職員手当等、時間外勤務手当82万5,000円ですが、今回の定例議会の中で診療所の患者さんが多くていろいろな問題が出ております。それで、お二方がこの問題につきまして一般質問をなさいました。実は私、午前中おくれましたのは、1カ月ほど前に胃の検診を予約して、それがきょうでしたので、大変申しわけないのですが、おくれてしまいました。やはり、かなり混んでおりました。そういうことで、この時間外手当は82万5,000円、3月末までの経費なのか、それとも82万5,000円といいますと、中澤先生の分が入っているのか、いないのか、それから、時間にして大体月どのぐらいの時間なのか、教えていただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。

時間外につきましては、3月までの時間外でありまして、時間外対象者は看護師と保健師、事務局職員であります。1日当たり2時間、5時半から7時半ということで予算をとっております。22日、6カ月分ということであります。

それで3人が時間外をするわけではありませんで、2.5人分を計上してございます。特に事務量というか、今までもそうなのですけれども、通常ですと6時半までですが、ここにきて大分延びておるということで、7時半までの時間外を計画してございます。

患者さんに応じて看護師、保健師を、通常2名なのですけれども、1名を半年間予定してございます。

中澤先生は管理職ですので、時間外はありません。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 内容はわかりました。

本当に国保診療所の方、患者さんの数が多くて、きょう中澤先生ともお話をいたしました。中澤先生の見方は、やはり一つの個人医院が閉院というか、閉まっておりますので、その関係で患者さんが多くなっているのだろうというお話でした。ですから、このまま、これからもこの混雑は続くような見通しですね。

そうしますと、来年の予算は今既にやっていると思いますが、この時間外手当は新年度の方では予算の方に組み入れられると思いますけれども、ただ、このまま忙しいペースでずっと進みますと、職員の皆さんも大変だなと思われましたので、これからその辺の職員の方を考えてあげないと、職員の方がずっとこのまま残業、残業ということになりますと大

変ですので、その辺はぜひとも考えていただきたいなと思います。

答弁は結構ですから、以上です。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第79号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第80号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第81号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第82号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第83号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第84号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 平成20年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

12月5日から本日まで、7日間にわたり行われました今期定例会におきましては、条例の制定や補正予算など、合計15件の案件についてご提案を申し上げたところでございますが、慎重なるご審議の結果、それらすべて原案どおり可決並びにご同意いただきました。厚く御礼申し上げます。

定例会期間中、議員の皆様方からいただきました貴重なご意見、ご提言などにつきましては、今後の町政運営に反映させるべく鋭意努力してまいりたいと考えます。本町の町政に対するご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、迎える年が本町にとりまして明るく希望に満ちた年となりますように、さらなるお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒を迎えます折から、皆様方には切にご自愛くださいまして、ご多幸な平成21年の新春を迎えられますようご祈念申し上げ、定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。

議長（岩佐康三君） 発言が終わりました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これもちまして平成20年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。
なお、次回定例会は、3月5日木曜日の開会を予定しております。
大変お疲れさまでした。

午後1時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩佐康三

署名議員 白旗修

署名議員 守谷貞明